

万一の
救済

問題の業者とのクレジット契約 ～クレジット払いを利用していたら～

2018年1月8日の成人式にて、衣装貸付け業者「はれのひ株式会社」が突然営業を停止し、晴れ着を着られなかった新成人が相次ぎました。衣装を予約して、前金で支払いを済ませていた場合に、果たして代金を取り戻すことはできるのでしょうか。

POINT

支払停止の抗弁権

(割賦販売法30条の4、30条の5、30条の6)

販売業者に問題が生じている場合、クレジット会社(信販会社)に対してその問題を主張して、クレジット会社の支払いを拒むことができます。



★当てはまるケース★

商品	契約
<ul style="list-style-type: none"> 商品の引き渡しがない 見本、カタログと違う 不良、欠陥品 引渡しが遅れて目的が達成できなかった 	<ul style="list-style-type: none"> 契約が成立していない 契約が無効 契約が取り消された 契約が途中解約された



<抗弁権を行使するための条件>

- ①販売業者に抗弁事由があること
- ②割賦購入あっせん契約(クレジット契約)であること
- ③総支払額が4万円以上(リボルリビング方式は38,000円)であること
- ④2か月以上の期間にわたる3回以上の分割払いであること



<抗弁権を行使するための手続き>

1. 信販会社に対して、支払い停止の抗弁権を主張する旨の通知を内容証明等で行う。
2. 販売業者に対して、販売業者の債務不履行等の抗弁事由と解約解除の意思表示を内容証明で通知する。

※トラブルは販売業者との間で発生しているものなので、まず販売業者との交渉を行うように努力すべきとされています。

<その他>

すでに支払った立替え払い金の返還請求を信販会社にはできません。

この場合、販売業者に「不当利得の返還請求（民法703条）」（損害賠償請求）をすることになります。また、販売業者が営業停止などですでに存在していない時は、信販会社に申し立てることができます

